



待機レベル3

- ✓ 発熱等により、指定医療機関等にてコロナ検査を受検し、現在その結果待ちである
- ✓ コロナ検査の結果「陽性」となり、一定期間 隔離療養するよう指示を受けている

～ 宿舎内での待機期間中の過ごし方について ～

上記の方々については、宿舎内では下記事項を守った上で、各自待機期間をお過ごしく下さい。

※各自 療養期間終了日については、ご自身にて確認の上、宿舎事務室にお知らせください。

1. 隔離療養期間終了日までは、医療機関受診等の目的以外では 居室内から出ないこと。
2. 居室外に出なければならないときは、必ずマスクを着用し、他者との対面接触を避けること。
3. 食事については、極力提供された非常食などを利用すること。
宿舎内にて隔離療養する場合は、地方自治体からの物資提供を受けることも出来ます*。どうしても追加サポートが必要な場合は、各自所属部局にお願いしてください。
食事等の受け取りに関しては、決して自分から取りに行くことはせずに、必ず連絡を受けてから居室前に置かれているものを受け取ること。
4. 食べた後のゴミ等については、ビニール袋に入れた上で固く口を縛り、指定のゴミ袋の中に捨てること。
隔離療養期間中のゴミ袋については、そのまま居室内に置いておき、溜まったゴミについては、その他指示がないかぎり、隔離終了後に捨てに行くこと。
5. 飲料水等が足りなくなった場合は、その旨宿舎事務室に電話あるいはメールにて連絡すること。
追加提供する物品等については、必ず連絡を受けてから居室前に置いてあるものを引き取ること。
なおメール送信時には、必ず件名欄に現在滞在中の居室番号を記載すること。
6. 洗濯については、全て居室内で行うこと。居室内に洗濯機が備わっていても、隔離療養期間中は宿舎内の共用ランドリーを使用することはできません。
7. なるべく居室内の換気を心がけること。居室内の室温調整が必要なときは、適時エアコンなどを利用すること。
8. 何か相談事や問合せ等がある場合には、必ず電話またはメールにて、宿舎事務室に連絡すること。
なおメール連絡の際は、必ず件名欄に現在滞在中の居室番号を記載すること。
9. **少しでも体調が優れない場合や、別紙記載の「緊急性の高い13の症状」の1つでも呈した場合には、すぐに宿舎事務室に連絡すること。**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19):緊急性の高い症状(厚労省発表)

隔離期間中に、下記の症状のうち一つでも当てはまるものがありましたら、すぐに宿舎事務室に電話ないしメール連絡してください。

【各宿舎事務室連絡先】

- ・駒場ロッジ本館事務室: m-komaba_lodge.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp / 03-3466-4035
- ・駒場ロッジ別館事務室: komaba_lodge.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp / 03-3485-1980
- ・追分ロッジ事務室: oiwake_lodge.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp / 03-3830-8961
- ・目白台インターナショナル・ビレッジ: mejirodai_village@maicom.co.jp / 03-5810-1831
- ・柏ロッジ事務室: kashiwa_lodge.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp / 04-7135-1771
- ・三鷹国際学生宿舎事務室: mitaka-jimu.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp / 0422-43-4961

表情・外見	顔色が明らかに悪い
	唇が紫色になっている
	いつもと違う、様子がおかしい
息苦しさ等	息が荒くなった(呼吸数が多くなった)
	急に息苦しくなった
	生活をしていて少し動くと息苦しい
	胸の痛みがある
	横になれない、座らないと息ができない
	肩で息をしている
	突然(2時間以内を目安)ゼーゼーしはじめた
意識障害等	ぼんやりしている(反応が弱い)
	もうろうとしている(返事がない)
	脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする